

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

（備付けを要する業務書類）

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）

2～4（略）

5 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録で次に掲げる無線局に係るものについては、総務大臣が別に告示するところにより公表するもの又は認定するものをもつて、無線通信規則付録第十六号に掲げる当該書類に代えることができる。

一～四（略）

6～8（略）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

（備付けを要する業務書類）

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）

2～4（略）

5 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録で次に掲げる無線局に係るものについては、総務大臣の認定するものをもつて、無線通信規則付録第十六号に掲げる当該書類に代えることができる。

一～四（略）

6～8（略）